大熊町 独立行政法人都市再生機構 復興庁

東日本大震災復興関係

大熊町とUR都市機構が「東日本大震災及び原子力災害からの 復興まちづくりの推進に向けた覚書」を交換

3月3日、大熊町の復興まちづくりを円滑に推進するため、大熊町とUR都市機構は、相互協力を確認する覚書を、復興庁の立会いの下交換します。(相互協力の概要は別紙参照)

ついては、下記のとおり、「覚書調印式」を開催しますので、ご案内申し上げます。

記

- 1 日 時 平成 26 年 3 月 3 日 (月) 午後 3 時 0 0 分開始
- 2 出席者 大熊町長、UR都市機構理事長、福島復興再生総局事務局長ほか
- 3 次 第 ・出席者紹介
 - 覚書概要説明
 - 調印
 - 写真撮影
 - ・あいさつ(大熊町、UR 都市機構、復興庁)
- 4 場 所 大熊町役場会津若松出張所 2階第2会議室 (住所:福島県会津若松市追手町2番41号)

以上

(お問い合わせ先)

大熊町役場 企画調整課 担当 幾橋 電話 0242 (26) 3844 UR都市機構 震災復興支援室 事業チーム チームリータ・- 泉 電話 045 (650) 0874 復興庁 原子力災害復興班

参事官補佐 中島 電話 03 (5545) 7416

別紙

大熊町とUR都市機構との東日本大震災及び原子力災害からの復興まちづくり 推進に関する相互協力の概要

福島第一原子力発電所が立地し、全町が避難している大熊町は「大熊町復興まちづくりビジョン中間報告」を1月15日に公表し、「当面の避難生活の支援に関する町の考え方」とともに「中長期的な大熊町土の復興・再生に関する町の考え方」を示しました。

このなかで町土復興・再生の第一ステップとしての「大川原復興拠点整備」などの 復興まちづくりを位置付けています。

3月3日に交換する覚書は、大熊町が行う復興まちづくりについて相互に協力し、計画策定、復興整備事業の実施等について、大熊町から協力要請があれば UR が協力することを確認するものです。具体的な協力の内容は、今後、大熊町と UR が協議し、別途協定書を締結する予定です。

<参考>大川原復興拠点整備(「大熊町復興まちづくりビジョン中間報告」より)

- ・ 大熊町の南端で除染により空間放射線量が低い約 50ha のコンパクトな市街地
- 居住人口規模は、約3,000人を想定 (帰還町民1,000人、研究者施設従事者2,000名)
- ・ 戸建住宅、集合住宅、商業・公益施設、産業・研究エリアで構成
- ・ 産業・研究エリアは、除染・廃炉や環境に係る研究施設や国・県・企業等の事務所を想定
- ※「大熊町復興まちづくりビジョン中間報告」については、こちらの URL を参照。 http://www.town.okuma.fukushima.jp/files/okuma_machidukuri_201312.pdf